平成２４年（フ）第４５５号
広島市南区宇品御幸２丁目16番４―205号
債務者　辻　　俊彦
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４３号
広島市安佐北区落合３丁目５番15号
債務者　大津　正哉
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７号
山口県萩市大字椿東2587番地　船津団地66―12号
債務者　井町千恵子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２４年（フ）第９６号
山口県下関市前勝谷町１番21号　ユートピア206号
債務者　田島　有美（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
愛媛県松山市東石井２丁目20番27号
債務者　山田　美樹
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０９号
愛媛県松山市新石手219番地
債務者　竹内　雅美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３９号
愛媛県松山市祝谷４丁目10番18号　キャンパスパル307号
債務者　宮内　孝子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５２号
福岡県久留米市国分町227番地18　コーポスミ201号
債務者　大坪アリサ
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５３号
福岡県久留米市東合川新町５番１―26号
債務者　中原由紀子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１５９号
福岡県久留米市安武町安武本906番地２　公社安武300棟322号
債務者　古賀　　哲
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１６８号
宮崎市佐土原町下田島10440番地１
債務者　伊崎　一徳
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３９号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目33番10号
債務者　村尾　一成
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２４９号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目35番３号　村岡ビル４Ｆ
債務者　大山　綱道
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４０号
鹿児島県大島郡喜界町大字志戸桶4568番地、旧住所滋賀県草津市東草津３丁目22番１―103号
債務者　竹下　信弘
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５３号
鹿児島県霧島市隼人町松永3551番地１
債務者　野原　清隆
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
鹿児島県薩摩川内市神田町５番14号　サイシエンビル306号、前住所鹿児島県薩摩川内市向田本町３番12号　ミヤビル302号室
債務者　川元　真紀（旧姓石川・藤井）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
鹿児島県薩摩川内市宮内町1843番地２、前住所鹿児島県薩摩川内市宮内町1836番地
債務者　森園　　愛
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係